

公有財産（土地・建物）の目的外使用料等に係る減免の取扱いについて

1 趣旨

京都市公有財産及び物品条例（以下（公有財産条例）という。）第2条第4項各号（第3条の2及び第7条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、使用料及び貸付料（以下「使用料等」という。）を減免する場合の取扱いについて定める。

2 運用解釈

第2条第4項 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用料を減免することができる。

- ・ 使用料等の減免は、公有財産条例第2条第4項各号のいずれかに該当する場合であっても、使用許可を受けた者の性格、使用目的の公共性及び重要性、使用の態様及び収益性並びに本市の事務、事業等に及ぼす効果を考慮し、特に減免の必要があるといえる場合に限って行う。
- ・ 使用者の保有資産の状況等を含め総合的に勘案したうえで、有償による使用では使用者がその目的を達成することができないかを検討する。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

- ・ 「公共団体」とは、法令の規定に基づき一定の行政を行うことを目的として設立し、目的達成に必要な範囲で公権力の行使が認められる団体という（例：土地改良区、土地区画整理組合、住宅供給公社、土地開発公社 など）。
- ・ 「公共的団体」とは、専ら公共的活動を営む団体をすべて含むものとする（例：社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人、自治会等の地縁団体 など）。
- ・ 「公用」に供するとは、他の地方公共団体その他公共団体が事務所等のために直接使用する場合であり、「公共用」に供するとは、公共活動に供されるもので、公園、保育所等に供される場合である。

【免除案件の例】

自治会等の集会所、防災用具等倉庫用地

(2) 行政財産の使用の許可を受けた者が、災害等やむを得ない理由により、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。

ここでいう「災害等やむを得ない理由」とは、おおむね次に掲げる事実を指す。

- (ア) 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑りその他の自然現象の異変による災害
- (イ) 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害

(3) 行政財産のうち、寄附に係るものについて、当該寄附者が使用するとき。

- ・ 寄附者が寄附を行った不動産について、当該寄附者が一時的、暫定的に使用される場合に、当該使用料等を減免できることを想定したもの。
- ・ 当該寄附者が長期安定的又は反復的に使用される場合、当該使用料等の減免まで認めてしまうと、固定資産税・都市計画税の課税逃れに利用される可能性があり、本来の寄附という行為の趣旨から著しく逸脱してしまうこととなる。本号の適用に当たっては、本来の寄附という行為の趣旨を逸脱しないよう、慎重に判断する。

(4) その他公益上又は管理上特に必要と市長が認める用に供されるとき。

- ・ 減免することが社会公共の利益の増進に寄与し、その使用目的からみて公益上の必要性が特に認められる場合に適用する。
- ・ 管理上特に使用料等の減免が必要となるような事由で公有財産を利用する場合、当該事由に基づく使用料等の減免の適否は、個別に検討する。

【免除案件の例】

学校跡地活用における市民等の利用促進等に係る措置基準に該当する箇所
市民協働発電制度（市民出資・市民還元）による太陽光発電設備